

旅行業務取扱料金

公益社団法人 高槻市観光協会

(大阪府知事登録旅行業 第地域-3080号)

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

区分	内容	料金	
(1) 手配料金	ア. 運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき550円
	イ. 宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき550円
	ウ. 運送機関のみの場合		1件につき550円
(2) 添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)			添乗員1人1日につき33,000円
(3) 変更手続料金	ア. 運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき550円
	イ. 運送機関の予約・手配の変更		1件につき550円
	ウ. 宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき550円
(4) 取消手続	ア. 運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき550円
	イ. 運送機関の手配の取消(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき550円
	ウ. 宿泊機関の手配の取消(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき550円
(5) 連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等のための通信連絡を行った場合等		1件につき550円(電話料、電報料は別)

(注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

4 上記金額には消費税が含まれています。

相談料金

区分	内容	料金
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで) 2,200円 以降30分ごとに 2,200円
	(2) 旅行計画の作成	旅行日程1日につき 2,200円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り	基本料金 2,200円と旅行日程1日につき 1,100円
	(4) 運送機関の運賃・料金見積もり	1件につき 1,100円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき 1,100円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までの料金に5,500円増し

(注) 1 上記金額には消費税が含まれています。

※ 当協会は、「国内旅行業務取扱管理者」のみのため、「海外旅行」の取扱いは行いません。